

【94 例目】愛媛県（四国中央市）における豚熱患畜確認農場の現地調査概要

令和6年11月2日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 基本情報

経営形態（飼養頭数）：一貫経営（約60頭）

豚舎構造及び豚舎数：開放豚舎3棟

発生豚舎：肥育豚舎

2 農場の概況

- ① 当該農場は、山間部に位置し、農場の周囲は原野・森林及びミカン畑に囲まれていた。
- ② 当該農場は、肥育豚舎からなる肥育農場と、250メートルほど離れた場所に所在する、分娩豚舎及び妊娠豚舎からなる繁殖農場で構成されていた。

3 飼養衛生管理関係

- ① 従業員は雇用しておらず、日常的な飼養管理は農場主とその妻が行っているが、豚の移動等の作業時には他の家族が手伝いをすることもあるとのこと。
- ② 肥育農場、繁殖農場ともに、農場入口にゲートはなく、道路に面した豚舎の入口に車両消毒用の動力噴霧器が設置されていた。農場主によると、来場車両は道路上で車両消毒をすることとなっており、消毒実施状況を立入記録表に記入してもらうことになっているが、実際の実施状況は不明とのこと。
- ③ 農場主は、豚舎に立ち入る際に肥育農場及び繁殖農場専用の長靴を着用し、豚舎内に入出場する際には手指消毒を実施していたが、更衣はしていなかった。また、繁殖農場内の分娩豚舎と妊娠豚舎の間での長靴の交換は行っていなかったが、長靴の洗浄・消毒は行っていた。外来者が豚舎に立ち入る機会はほとんどなく、来場者用の長靴や作業着の用意はなかったが、万が一立ち入る際は、ブーツカバー及び防疫着を外来者が持参し、着用してもらっていた。
- ④ 農場の飼養豚はすべて繁殖農場で産まれた豚で、他農場からの導入はないとのこと。分娩豚舎から肥育豚舎への移動は所有する軽トラックで行っており、直近の分娩豚舎から肥育豚舎への移動は10月上旬とのこと。
- ⑤ 繁殖農場の妊娠豚舎と分娩豚舎間の移動は公道を通じてのみ可能な豚舎配置となっており、母豚の移動は公道を歩かせているとのこと。その際の道路の消毒等は行っていなかった。
- ⑥ と畜出荷に際しては、自社車両で近隣農場と共有の出荷場所まで運搬し、トラックの荷台をつけて運送業者のトラックに直接積み替え、近隣農場の出荷豚と積み

合わせて出荷しているとのこと。農場内での豚の移動及び出荷は随時行っており、豚舎単位でのオールインオールアウトは行っていないとのことだった。

- ⑦ 肥育農場ではパイプラインで飼料給餌していたが、離乳豚用飼料については手給餌を行っていた。繁殖農場ではタンクから出した飼料を手押しの給餌車で運んで手給餌しており、タンク下には飼料こぼれを確認した。給餌車が豚舎を出入りする際の洗浄や消毒は行っていなかった。給与水は水道水を使用していた。
- ⑧ 肥育豚舎の糞尿は、スクレーパーで集められ固液分離後、一時堆積場で水分調整用のもみ殻と混ぜて一次発酵したものを、農場内の堆肥舎で発酵処理していた。完熟堆肥は近隣の農家が時折一輪車で取りに来るとのこと。その際の消毒や靴交換は求めておらず、いつ来ているかも特に把握していないとのことだった。
- ⑨ 死亡豚は一時堆積場に投入し糞と一緒に発酵処理しているとのこと。

4 野生動物関連

- ① 肥育農場、繁殖農場ともに高さ 1.2 メートルのフェンスが設置されていたが、公道と反対側部分は繁茂した雑草に覆われ見えなくなっていた。
- ② 肥育豚舎には防鳥ネットが設置されていたが、破損箇所が多く見られた。また、床下のスクレーパーの出口は外部に開放していた。分娩豚舎は老朽化が激しく、扉や壁に破損箇所が多く見られた。妊娠豚舎の片面の窓には金網等の設置はなく、いずれの豚舎も野生動物の侵入は容易な構造だった。
- ③ 豚糞の一時堆積場の周囲には防鳥ネットが設置されていたが隙間が多く、調査時にも野生動物の糞を確認した。堆肥舎には防鳥ネットは設置されていなかった。また、もみ殻置場の上にかぶせられたシート上に野生動物の糞を確認した。
- ④ 農場主によると、繁殖農場付近の水田やミカン畑で秋以降いのししを見かけるようになったとのこと。
- ⑤ 農場周辺にはカラスが多く、前週に豚舎の防鳥ネットの固定が不十分な箇所からカラスが豚舎内に侵入していたとのこと。
- ⑥ 農場主によると、豚舎内でネズミを見かけることはなく、調査時にも痕跡は認めなかった。

5 発生の経過

- ① 農場主によると、前週から肥育豚舎で出荷前の肥育豚及び離乳豚で食欲不振が見られたほか、肥育豚及び離乳豚で 1～2 頭ずつ死亡が見られる状況が続いていたが、10 月 31 日に、肥育豚舎の豚房で 50 日齢前後の離乳豚 5 頭の死亡があったため、家畜保健衛生所に通報を行ったとのこと。農場主によると、通報時、死亡が見られた離乳豚群では子豚が集まっている様子が確認されたほか、死亡した離乳豚にチアノーゼが確認されたとのこと。調査時、肥育豚舎の豚は全て殺処分済みだった。

- ② 分娩豚舎で飼養されていた3頭の離乳豚については、農場主によると、通報時点では異状は見られなかったとのこと。妊娠豚舎の豚について、通報後の家畜保健衛生所の立入り時には異状は見られなかった。
- ③ 豚熱ワクチンは肥育豚舎に移動させたあと40～50日齢程度で家畜保健衛生所に接種依頼することとしており、通報のあった離乳豚群はワクチン未接種だった。